

さめき水田営農だより

経営所得安定対策等交付金 交付申請の手続きはお済みですか？

平成27年産の交付申請書の提出は、**6月30日（火）**までとなっています。

申請予定の方は、最寄りの地域農業再生協議会（市町、JA）又は高松地域センターへ早めに提出をお願いします。なお詳細は、「さめき水田営農だより」第63号に掲載しています。

経営所得安定対策等の内容、交付要件などのお問い合わせは下記までお願いします。

高松地域センター 農政推進グループ 電話 087-831-8185
フリーダイヤル 0120-38-3786

飼料用米の作付けで水田の有効活用を

調整水田等の不作付地には飼料用米の作付けを行うなど、水田の有効活用に努めましょう。

一括管理の飼料用米は、主食用米と同じ品種を作付でき、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成8万円／10a）や産地交付金（新規需要米加算1.2万円／10a）の対象となります。

※一括管理の飼料用米に主食用品種で取り組みJA出荷に変更する場合、営農計画書を提出済みの方は記載内容の修正が必要になります

飼料用米は養鶏農家等の需要もあり、交付金等の確実な収入も見込めます。不作付地を解消し、水田の維持を図りましょう。



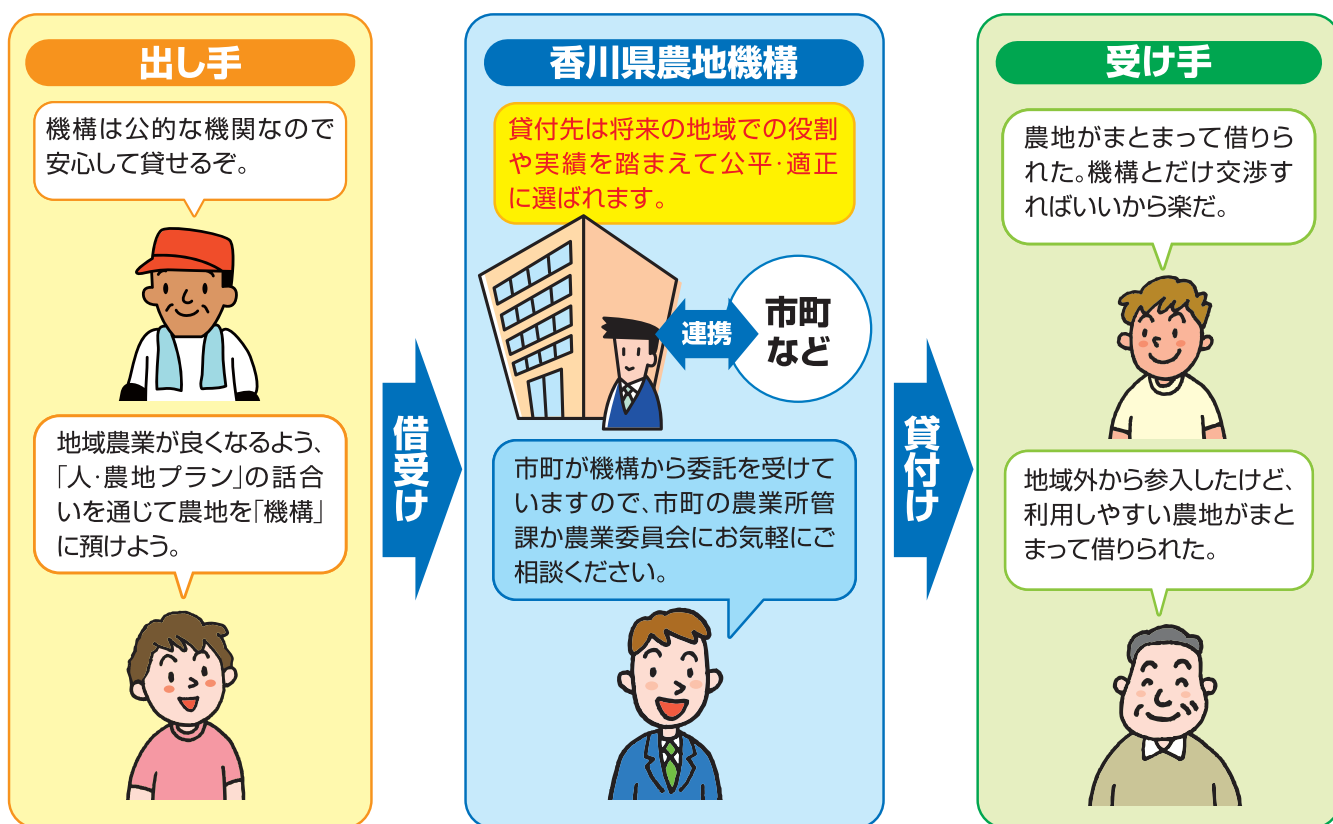
香川県農地機構を 活用して経営の規模拡大と 安定化を進めましょう！

知事指定
公的機関で安心



香川県農地機構は、出し手から農地を借り受け、受け手となる担い手の規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、**担い手の経営安定や地域の農地利用の最適化等を進めます。**

香川県農地機構を活用した農地貸借のしくみ



農地の貸借をご検討中の方、まずはご相談ください。

—特に農地を貸したい人を募集中です!!—

- 各種助成金もご用意しています。
- 貸借の対象となる農地は、**農業振興地域内の農地**です。
- 借受けの可否や助成金の対象となるかについては、農地の状況等により異なります。

お問い合わせ先

○県農業経営課(087-832-3408)

○市町の農業主務課

○(公財)香川県農地機構(087-831-3211)

○県農業改良普及センター

農地の受け手に対する支援

1. 機構から農地を借り受ける(農地集積補助金)

助成対象

機構から農地を借り受けて経営規模の拡大を図る担い手
(認定農業者、新規就農者(5年以内)、集落営農法人)

助成内容

機構から借り受ける農地面積に応じて、2万円/10a交付
(年間集積面積の上限は10ha、集積後の耕地面積が20haまで)

助成要件

- (1) 機構を通じた貸借であること
- (2) 新たな貸付けであること(同一人への再設定は交付対象外)
- (3) 前年度末日時点の経営面積に対し、申請時点の面積が減少していないこと
- (4) 集落営農が法人化した場合は、法人化後の経営農地面積が集落営農の農作業受託農地(作物の生産・販売について共同販売経理を行っている農地)面積より増加していること など



農地の出し手に対する支援

2. 経営転換や離農により貸し付ける(経営転換協力金)

助成対象

経営転換や離農により、機構に農地を貸し付ける農業者等

助成内容

機構へ貸し付ける農地面積に応じた交付金を交付

0.5ha以下	:30万円/戸
0.5ha超～2.0ha以下	:50万円/戸
2.0ha超～	:70万円/戸

助成要件

- (1) 機構への貸付期間が10年以上で、機構が農地の受け手に当該農地を貸し付けること
- (2) 農地の出し手が、機構に貸し付けた日の1年以上前から、所有権に基づき自ら耕作していること(相続人は除く)
- (3) 遊休農地の所有者は対象にならない
- (4) 原則、全ての自作地(他の農業者に利用権設定している農地及び自留地10a未満を除く)を貸し付けること など



3. 農地の連坦化のため貸し付ける(耕作者集積協力金)

助成対象

機構の借受農地に隣接する農地、面的要件を満たす原則2筆以上の農地を機構に貸し付ける農業者等

助成内容

機構へ貸し付ける農地面積に応じて、2万円/10aを交付

助成要件

- (1) 機構への貸付期間が10年以上で、機構が農地の受け手に当該農地を貸し付けること
- (2) 農地の出し手が、機構に貸し付けた日の1年以上前から、所有権等に基づき自ら耕作していること(相続人は除く)
- (3) 機構が借り受けている農地や、機構を通じた借受希望者が経営する農地に隣接していること など

主な助成要件を記載しています。詳しくはお問い合わせください。

水稻（普通期栽培）の初期管理のポイント

最近は温暖化等の影響から、病虫害の発生や登熟期の高温障害などによる収量や品質の低下が指摘されています。そこで、特に収量・品質の安定化に重要な初期管理のポイントをまとめましたので、「水稻栽培しおり」を参考にして、収量の確保と品質向上に努めましょう。

効率的な病虫害防除には、田植え前に**育苗箱処理剤を必ず散布**。良質米生産には、**密植を避け、適正な株間、植付本数、植付深度**で田植え。健全な生育のためには、**間断灌水**で水管理。

ポイント1【育苗箱防除】

いもち病や紋枯病、ウンカ類等に効果の高い**育苗箱処理剤を必ず散布**します。

※ポット育苗等で箱剤が散布できない場合は、本田防除を必ず行います。

※田植機の設定で株間を広げて苗のかきとり量を極端に少なくすると、効果不足となるおそれがあります（厚播きとせず、極端な疎植は避ける）。

ポイント2【田植え作業】

①栽植密度→**株間18～22cm**（坪50～60株）

1株植付本数3～4本

②植付深度→**2～3cm**

※田植え作業開始直後に必ず抜いて確認してください。



ポイント3【雑草防除】

田植え後は、適期に初期除草剤を散布します。

※藻の発生が予想される場合は、しおりの範囲内で早めに散布します。

※散布後、大雨が予想される場合は、深水としないでください。

※散布後は少なくとも7日間止水します。減水して田面が現れた場合はゆっくり水を足します。

ポイント4【水管理】

初期除草剤処理後、少なくとも3～4日間は湛水を保ち、田植え後15日～30日頃は、水を溜めたままにせず、**「間断灌水」**（入水した水が無くなり、小さなヒビが入るまで乾かし、その後入水することを繰り返すこと）とします。

※藻が発生したり、ガスが発生している場合は、根が傷み、生育不良になりやすいので注意。

※間断灌水で乾かす程度は、粘質な土壌では強く、水もちが悪い水田では軽くするなど調節する。

●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課

香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-825-2503

TEL:087-832-3418